1　入札に付する事項

案件名　スマートフォン端末賃貸借業務

別紙「入札仕様書」（以下「仕様書」という。）、「入札概要書」（以下「概要書」という。）参照

2　入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 仕様書において指定された資格要件を満たす者であること。

イ 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成１２年２月１日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあっては、これらの滞納がない者であること。

オ この入札に参加しようとする者の代表者がこの入札に参加しようとする他の者の代表者又は管財人を兼ねていないこと。

カ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成２３年茅ヶ崎市条例第５号）第２条第２号から第５号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

(2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し、茅ヶ崎市長の確認を受けることが必要です。

ア 競争参加資格確認申請書は、概要書に記載された期限までに必ず提出してください。

イ 競争参加資格確認申請書は電子メール、茅ヶ崎市道路管理課へ持参もしくは郵送により提出して下さい。（郵送の場合は提出期限前日までに必着）

・電子メールの場合

電子メールアドレス：dourokanri@city.chigasaki.kanagawa.jp

・持参及び郵送の場合

〒253-8686　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

茅ヶ崎市役所　本庁舎３階　建設部　道路管理課

電話番号　0467-81-7191

(ｱ) 入札参加資格を審査するため、入札案件概要書に記載された入札参加資格確認必要添付文書を添付してください。

(ｲ) 入札保証金及び契約保証金の免除可否を審査するため、この公告の日前５年の間

に、国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を１回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者については、当該契約に係る契約書の写しを１部以上添付してください。

(ｳ) 賃貸借する対象のスマートフォンのカタログを添付してください。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請書を提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

エ 競争参加資格確認通知書の発行は、概要書に記載された期日にFAXおよびメール、郵送にて行います。

オ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、概要書に記載された期限までに茅ヶ崎市建設部道路管理課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 入札参加資格確認申請時に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

３　仕様書の閲覧等

(1) 仕様書等の閲覧

公告の日から茅ヶ崎市道路管理課窓口および道路管理課のホームページにより確認することができます。

(2) 当該案件に対する質問等

ア 当該案件の仕様書等に対する質問は、概要書に記載された期間内に書面により提出してください。

受付場所

〒253-8686　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

茅ヶ崎市役所　本庁舎３階　建設部　道路管理課

電話番号　0467-81-7191

イ 質問に対する回答は、概要書に記載された日付に回答します。

４　入札及び開札の日時

(1) 入札書の受付及び締切り

入札書は、書面によるものとし、概要書に記載された日時までに持参および郵送してください。郵送の場合、概要書に記載された日時の前日までに一般書留または簡易書留により郵送してください。

(2) 開札

概要書に記載された日時に実施します。

5　入札執行等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載してください。

(2) 入札回数は、２回を限度とします。ただし、無効、失格、辞退となった者は、再度（２回目）の入札に参加することができません。なお、再度（２回目）の入札において、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、当該入札は不調とし、一番低い金額で入札した者（最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格未満の者を除く。）と随意契約の協議を行う場合があります。（その場合は見積書の提出を求めます。）

(3) 入札締切時刻に遅れたときは、失格（不着）となります。

(4) 落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者が２者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

ウ　この入札に参加し、落札者となるためには、入札参加資格確認申請受付最終日の翌日から落札決定日までの全期間にわたって２の(1) に掲げる要件を満たす者とします。

(5) この公告の日から入札執行日までにおいて２の(2) による資格の確認を受けた者について、茅ヶ崎市談合情報対応マニュアルの１の(1) （１３参照）に掲げる談合情報又は茅ヶ崎市公正入札調査委員会が談合情報に類すると認めた情報が茅ヶ崎市に寄せられた場合は、入札の執行を中止することがあります。

6　入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の１００分の５以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前５年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を１回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7　契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、契約金額の１００分の

１０以上の金額を契約保証金として契約前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

(1) 落札した者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札した者で、この公告の日前５年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を１回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

８　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

(1) ２の(1) に掲げる入札参加資格要件を備えない者が行った入札

(2) 入札参加資格確認申請時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 入札保証金を免除した者を除き、入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札

(4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

９　契約の締結等

(1) 落札者は、茅ヶ崎市が指定する期日をもって契約を締結するものとします。

１０　契約の解除等

(1) 落札者が落札から契約締結までの間に、２の(1) に掲げる要件のいずれかの要件を欠くに至った場合は、契約を締結しないこととします。

(2) 契約締結後、談合があったと認められた場合は、当該契約を解除する場合があります。

(3) 前２号のいずれに関しても、茅ヶ崎市は、落札者及び契約者の損害に係る一切の責めを負わないこととします。

１１　その他

(1)前各項に定めるもののほか、一般競争入札の参加資格等に関し必要な事項は、茅ヶ崎市契約規則その他関係諸法令の定めるところによります。

(2) 当該業務の予定価格については、落札者決定後公表することとします。

１２　「茅ヶ崎市談合情報対応マニュアル」の抜粋（５の(5) 関係）

１　基本原則

(1) 談合情報として対応する情報は、対象工事等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。

ア　談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであ

るもの

イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの

ウ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの

エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われるもの

１３　問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市建設部道路管理課へご連絡ください。

（連絡先 電話０４６７―８１－７１９１　（直通））